

地球温暖化対策計画書

1 地球温暖化対策事業者の概要

地球温暖化対策事業者 （届出者）の名称	株式会社ビックカメラ
地球温暖化対策事業者 （届出者）の住所	東京都豊島区高田3-23-23
工場等の名称	株式会社ビックカメラ 名古屋駅西店
工場等の所在地	愛知県名古屋市中村区椿町6-9
業種	卸売業、小売業
業務部門における 建築物の主たる用途	物販店
建築物の所有形態	賃貸ビル等（賃貸している建築物）
事業の概要	カメラ、パソコン、OA機器、ビジュアル製品等の販売
計画期間	令和6年4月1日 ～ 令和9年3月31日

2 地球温暖化対策計画書の公表方法等

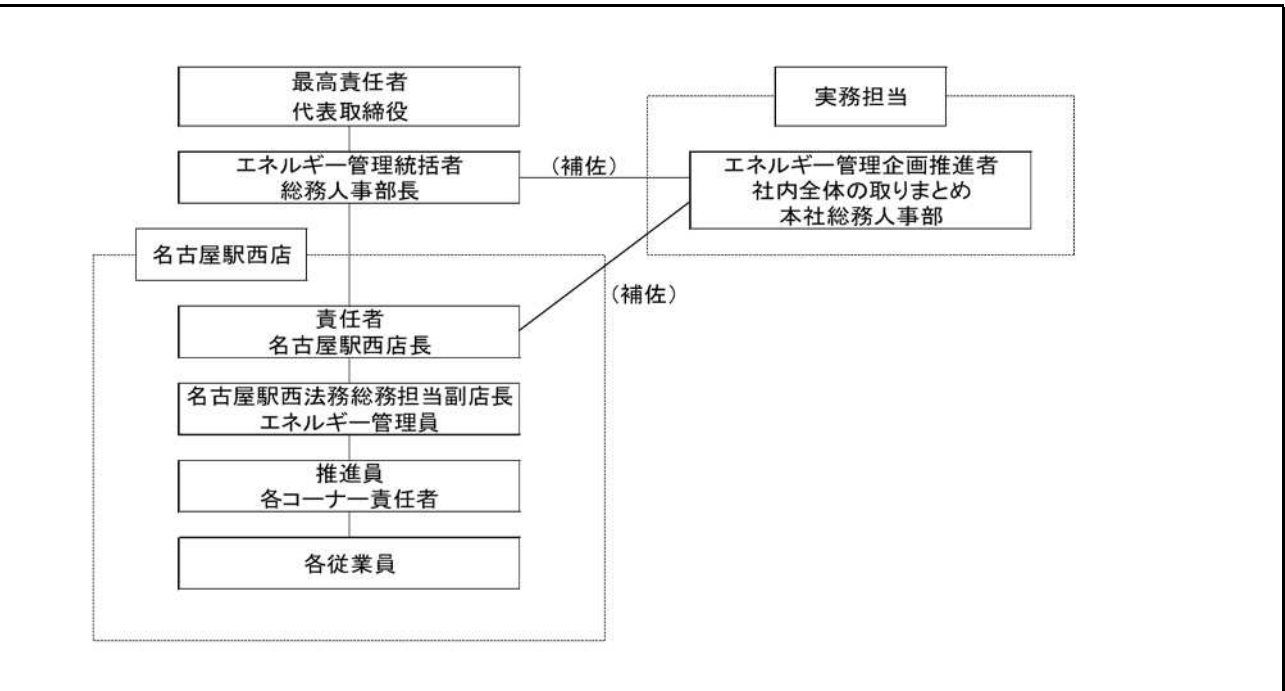
公表期間	令和6年7月30日 ～ 令和9年3月31日		
公表方法	○	揭示 閲覧	（場所） ビックカメラ名古屋駅西店1階総合案内カウンター
		ホーム ページ	（HPアドレス）
		冊子	（冊子名・ 入手方法）
		その他	（その他詳細）
公表に係る問合せ先	03-3987-8899		

3 地球温暖化対策の推進に関する方針及び推進体制

(1) 地球温暖化対策の推進に関する方針

ビックカメラは、小売業を通じて、お客様のより豊かな生活を提案する企業としての社会的責任を認識し、法令遵守を徹底するとともに、環境配慮を通じて社会に貢献するため、以下の取組みを進めてまいります。 1. サークュラー・エコノミー（循環型社会）の実現に貢献します。 ○小型家電リサイクルの宅配回収、戻り便回収及び下取品回収により金属・プラスチックの再資源化を図りリサイクル事業を強力に推進してまいります。 ○小型充電式電池リサイクルの回収促進に積極的に取組みます。 ○グループ会社のネットワークを最大限活用し、リユース事業を積極的に推進します。 ○本社事務所内、店舗、センター等で発生する廃棄物の抑制、適正な分別処理に取組みます。 2. 脱炭素社会実現のため、再生可能エネルギー事業を推進します。 ○当社サステナビリティ推進の取組みとして、再生可能エネルギーの活用及び温室効果ガス（GHG）排出量削減を目的に、メガソーラー発電所やオンサイト PPA 等の導入利用の取組みを推進します。 ○お客様の省エネ促進に寄与する再生エネルギーの利用プラン等の提案サービスを実現させます。 ○TCFD 提言への賛同を表明し、気候関連のリスク及び機会に関する「ガバナンス」、「戦略」、「リスク管理」、「指標と目標」についての取組みを情報開示します。 3. 省エネ家電製品・サービスの普及促進を強力に推進します。 ○販売する製品、サービスの種類毎に、メーカーと協力して環境配慮型の製品、サービスを開発し提供します。 ○省エネ製品により、どのくらい温室効果ガス（GHG）排出量削減につながるか見える化、定量化しお客様へのメリットを示すことで、省エネ製品の普及促進につとめます。 ○CO2の見える化（カーボンフットプリント）を推進し、省エネ製品の販売構成を大半にします。 ○エコキュート、二重窓、太陽光発電、蓄電装置等を提案し、省エネ型住宅設備の普及促進に取組みます。 ○サプライチェーン全体の温室効果ガス（GHG）排出量（Scope3を含む）について把握、管理について情報開示します。 4. 低炭素・脱炭素社会における新たな市場を創出するソリューション企業を目指します。 ○IoT、スマートメーター、HEMS、蓄電池等の最新テクノロジーを活用したお客様の快適なライフスタイルを提案、普及促進に取組みます。 ○お客様への省エネの啓発や行動変容を促すエコツアーなどの環境教育、店内ポスターの掲示等の施策を推進します。 ○社内で従業員向けの環境教育に積極的に取組みます。 5. 持続可能な経営を実現するために、事業活動の温室効果ガス（GHG）排出量を削減します。 ○CO2 削減のために店舗、事務所等の空調設備、照明器具の高効率化による環境負荷低減を目指します。 ○2030年度までに、当社の事業活動から排出される温室効果ガス（GHG）の排出量を 2013 年度比で 47%削減します。 ○2050年度までに、当社の事業活動から排出される温室効果ガス（GHG）の排出量をカーボンニュートラルとする目標に取組みます。

(2) 地球温暖化対策の推進体制



4 温室効果ガスの排出の状況

基準年度（令和 5 年度）の温室効果ガス排出の状況

①エネルギー起源二酸化炭素の排出量		2,349	t-CO ₂
① （温室効果ガス 換算） ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨	②非エネルギー起源二酸化炭素		t-CO ₂
	③メタン		t-CO ₂
	④一酸化二窒素		t-CO ₂
	⑤ハイドロフルオロカーボン類		t-CO ₂
	⑥パーフルオロカーボン類		t-CO ₂
	⑦六ふっ化硫黄		t-CO ₂
	⑧三ふっ化窒素		t-CO ₂
	⑨エネルギー起源二酸化炭素（発電所等配分前）		t-CO ₂
温室効果ガス総排出量（①～⑨合計）		2,349	t-CO ₂

5 温室効果ガス排出量の抑制に係る目標

（1）温室効果ガス排出量の抑制目標

温室効果ガスの抑制の目標設定方法	総排出量
------------------	------

項 目	基準年度 令和 5 年度 排出量（実績）		目標年度		令和 8 年度	
			目標排出量		目標削減率	
温室効果ガス 総排出量	2,349	t-CO ₂	2,279	t-CO ₂	3.0	%

項 目	基準年度 令和 5 年度 排出量（実績）		目標年度		令和 8 年度	
			目標排出量		目標削減率	
原単位当たりの 排出量		CO ₂		CO ₂		%

（2）目標設定の考え方

令和5年度においては電気代高騰の影響で積極的な省エネ行動をとってきたが、高効率機器への更新を検討し年1%削減し令和8年には令和5年から3%削減を目標にする。
--

備考1 温室効果ガスの排出の状況のうち、エネルギー起源二酸化炭素を除く温室効果ガスの排出量については、温室効果ガスの種類ごとに3,000トン以上の場合に限り計上してください。

備考2 温室効果ガス総排出量とは、エネルギー起源二酸化炭素の排出量と、種類ごとに3,000トン以上の温室効果ガスの排出量の合算をいいます。

備考3 原単位当たりの排出量とは、事業活動の特性を的確に示すものとして事業者自らが選択する工場等の床面積、製品の出荷量その他の指標になる単位量当たりの温室効果ガス排出量をいいます。

6 温室効果ガスの排出の抑制等に係る措置

(1) 自らの事業活動に伴い排出される温室効果ガスの抑制に係る措置

[illegible]

(2) 非化石エネルギーへの転換に関する措置

ア 非化石電気に関する目標

指標	目標 (2030年度)
使用電気全体に占める 非化石電気の比率	20 %

イ 計画期間における非化石エネルギーの利用

オーナー様と協議し非化石エネルギーの利用を進めていく。

(3) 環境価値（クレジット等）の活用

(4) その他の地球温暖化対策に係る措置

5/1～10/31までをクールビズ期間 11/1～3/31までをウォームビズ期間とし、通年ネクタイの着用は自由としている。

(5) 「環境保全の日」等に特に推進すべき取組